第110回 定時株主総会
招集ご通知

日 時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場 所

富山市西町5番1号 TOYAMAキラリ
当行本店 9階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止及び皆さまの安全の観点から、可能な限り書面または電磁的方法（インターネット）による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は、極力お控えいただきますようお願い申しあげます。
本株主総会会場におきましては、アルコール消毒液の設置や係員のマスクの着用など、感染拡大リスクの低減のための措置を講じさせていただきます。

株主総会にご出席の株主さまへの「お土産」はご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申しあげます。

目 次

第110回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 5
　第1号議案 剰余金処分の件…… 5
　第2号議案 取締役13名選任の件…… 6
　第3号議案 監査役1名選任の件…… 13
事業報告…… 14
計算書類…… 34
監査報告…… 40

株式会社 富山第一銀行

証券コード：7184

証券コード：7184
2021年6月2日

株主各位

富山市西町5番1号
株式会社 富山第一銀行
取締役頭取 野村 充

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第110回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、2頁「議決権の行使等についてのご案内」に記載のとおり、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2021年6月28日(月曜日)午後5時10分までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

1.日　　時　2021年6月29日(火曜日)午前10時

2.場　　所　富山市西町5番1号 TOYAMAキラリ
当行本店　9階ホール

3.会議の目的事項

報告事項　1.第110期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

2.第110期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件

第2号議案　取締役13名選任の件

第3号議案　監査役1名選任の件

4.議決権の行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時　2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

場 所　ＴＯＹＡＭＡキラリ　当行本店　９階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

※　株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　2021年6月28日（月曜日）午後５時10分到着分まで

電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合



スマートフォン、パソコンまたは携帯電話から当行指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスいただき、「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」（３頁から４頁まで）をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき（二次元コードを読み取る場合は除く）、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

なお、書面と電磁的方法（インターネット）により、重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）によるものを有効な議決権行使とし、電磁的方法（インターネット）によって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

行使期限　2021年6月28日（月曜日）午後５時10分入力完了分まで

以　上

◎ **計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」は法令及び当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（https://www.first-bank.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております計算書類及び連結計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した計算書類及び連結計算書類の一部であります。**

◎ **株主総会参考書類、事業報告並びに計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当行ホームページ（https://www.first-bank.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。**

◎ **当日ご出席の際は、資源節約の為、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。**

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

行使期限 **2021年6月28日(月曜日) 午後5時10分入力完了分まで**

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

二次元コードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載の二次元コードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

二次元コードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくは二次元コードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

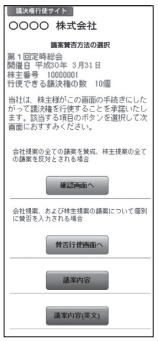

※議決権行使書はイメージです。

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン、パソコンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによって実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスし「次の画面へ」をクリック。

2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力。

3 「ログイン」をクリック。

4 新しいパスワードを「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意願います。

5 「送信」をクリック。

6 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

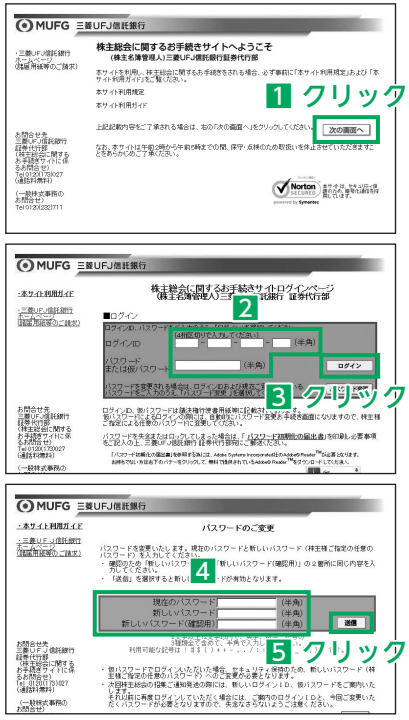

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、スマートフォンまたは携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォンまたは携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。
- パソコン等による議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行は、内部留保の充実、財務体質の強化を図りながら、積極的な事業展開や事務効率化及びお客さまへのサービス向上により企業価値を向上させ、株主の皆さまへの適切な利益還元により株主価値を拡大させていくことを最重要課題と考えており、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため当期の業績並びに経営環境等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

⑴配当財産の種類

金銭といたします。

⑵株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当行普通株式１株につき金７円（中間配当を含め当期の配当は１株につき12円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、466,106,347円となります。

⑶剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役13名選任の件

取締役　金岡純二、横田　格、野村　充、釣　安孝、八幡正之、水上豊治、田中　豊、桑原幹也、松田圭司、長谷　聡、四谷英久、川原義仁、金岡克己、谷垣岳人の各氏、14名全員は本総会終結の時をもって任期満了となり、引き続き経営陣の充実強化を図るため、改めて取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏　　名	当行における現在の地位	候補者属性	取締役会出席状況
1	金岡純二（かなおかじゅんじ）	取締役会長	再任	14／14回（100%）
2	野村　充（のむらみつる）	取締役頭取	再任	14／14回（100%）
3	桑原幹也（くわはらみきや）	取締役法人事業部長	再任	14／14回（100%）
4	田中　豊（たなかゆたか）	取締役総合企画部長	再任	14／14回（100%）
5	松田圭司（まつだけいじ）	取締役コーポレート部長 兼 東京支店長 兼 東京事務所長	再任	14／14回（100%）
6	長谷　聡（はせさとし）	取締役総合企画部デジタルイノベーション室長 兼 ダイレクトバンキング部長 兼 支店部長	再任	14／14回（100%）
7	四谷英久（よつたにひでひさ）	取締役リテール部長	再任	14／14回（100%）
8	前田　央（まえだなかば）	執行役員高岡支店長	新任	－
9	本多　力（ほんだつとむ）	執行役員市場金融部長	新任	－
10	島倉勇人（しまくらはやと）	人事企画部長	新任	－
11	川原義仁（かわはらよしひと）	社外取締役	再任　社外　独立	12／14回（85.7%）
12	金岡克己（かなおかかつき）	社外取締役	再任　社外　独立	13／14回（92.9%）
13	谷垣岳人（たにがきたけと）	社外取締役	再任　社外　独立	14／14回（100%）

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>再任
かな　おか　じゅん　じ
金　岡　純　二
(1938年11月24日)
所有する当行の株式の数
558,218株
取締役会への出席状況
14／14回（100%）</td><td>1969年８月　当行入行
1975年２月　当行企画部長
1975年12月　当行取締役企画部長
1977年６月　当行常務取締役企画部長
1979年６月　当行専務取締役
1981年３月　当行取締役社長
1989年２月　普通銀行転換にともない当行取締役頭取
2010年４月　当行取締役会長（現任）
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">・取締役候補者とした理由
企画部長を歴任するなど豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、1975年12月より取締役、1979年６月より代表取締役専務、1981年３月より代表取締役社長（1989年２月より頭取）、2010年４月より代表取締役会長として、その職務・職責を適切に果たしております。
経験や知見及び当行を着実な成長に導き企業価値を高め続けてきた経営手腕は、当行を取り巻く経営環境や地域環境等にも鑑み今後の経営に有益かつ不可欠であると認識しております。加えて厳格なガバナンス体制の構築に取締役の一員として率先躬行で取り組んできた実績等も踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>再任
の　むら　みつる
野　村　充
(1962年８月９日)
所有する当行の株式の数
17,135株
取締役会への出席状況
14／14回（100%）</td><td>1987年４月　日本銀行入行
2011年５月　福島支店長
2013年５月　企画局審議役
2014年６月　金融機構局審議役
2015年６月　業務局長
2017年４月　総務人事局長
2019年４月　日本銀行退職
2019年４月　当行入行
当行常勤顧問
2019年６月　当行取締役副頭取 兼 人事企画部長
2020年３月　当行取締役副頭取 兼 総合企画部ビジネスイノベーション室長
2021年４月　当行取締役頭取（現任）
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">・取締役候補者とした理由
日本銀行において要職を歴任する等のうえ当行常勤顧問を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。
また、2019年６月より取締役副頭取、2021年４月より代表取締役頭取として、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの経験や知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>再任
桑　原　幹　也
(1959年 5 月30日)
所有する当行の株式の数
16,297株
取締役会への出席状況
14／14回（100%）</td><td>1982年 4 月　当行入行
2011年 4 月　当行ニューセンター支店長
2013年 6 月　当行市場金融部長
2016年 6 月　当行融資統括部長 兼 金融円滑化管理責任者
2016年 7 月　当行執行役員融資統括部長 兼 金融円滑化管理責任者
2017年 6 月　当行取締役融資統括部長 兼 金融円滑化管理責任者
2017年10月　当行取締役法人事業部長 兼 金融円滑化管理責任者（現任）
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">・取締役候補者とした理由
市場金融部長、融資統括部長、法人事業部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2017年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの経験や知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>再任
田　中　豊
(1957年 3 月31日)
所有する当行の株式の数
19,218株
取締役会への出席状況
14／14回（100%）</td><td>1980年 4 月　当行入行
2005年 4 月　当行堤町支店長
2010年 7 月　当行リスク統括部長
2011年 4 月　当行検査部長
2013年 6 月　当行総合企画部長
2015年 1 月　当行リスク統括部長
2016年 7 月　当行執行役員リスク統括部長
2017年 6 月　当行取締役リスク統括部長
2017年10月　当行取締役事務統括システム部長
2019年 6 月　当行取締役総合企画部長（現任）
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">・取締役候補者とした理由
リスク統括部長、検査部長、総合企画部長、事務統括システム部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2017年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの経験や知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>再任
松　田　圭　司
(1960年12月11日)
所有する当行の株式の数
12,226株
取締役会への出席状況
14／14回（100%）</td><td>1983年４月　当行入行
2002年10月　当行呉羽支店長
2005年10月　当行黒部支店長
2009年４月　当行新湊支店長
2013年４月　当行東京支店長
2016年６月　当行市場金融部長
2018年４月　当行本店営業部長
2019年３月　当行コーポレート部長 兼 東京支店長 兼 東京事務所長
2019年６月　当行取締役コーポレート部長 兼 東京支店長 兼 東京事務所長（現任）
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">・取締役候補者とした理由
市場金融部長、コーポレート部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2019年６月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの実績や経験、知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>再任
長　谷　聡
(1961年12月30日)
所有する当行の株式の数
13,954株
取締役会への出席状況
14／14回（100%）</td><td>1984年４月　当行入行
2003年11月　当行石金支店長
2006年４月　当行立山支店長
2013年４月　当行営業企画部上席営業推進役
2015年１月　当行事務部長
2017年10月　当行総合企画部 デジタルイノベーション室長
2019年６月　当行取締役総合企画部 デジタルイノベーション室長 兼 ダイレクトバンキング部長
2020年４月　当行取締役総合企画部 デジタルイノベーション室長 兼 ダイレクトバンキング部長 兼 支店部長（現任）
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">・取締役候補者とした理由
事務部長、総合企画部 デジタルイノベーション室長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2019年６月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの実績や経験、知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>再任
四　谷　英　久
(1961年７月18日)
所有する当行の株式の数
17,314株
取締役会への出席状況
14／14回（100%）</td><td>1984年４月　当行入行
2003年１月　当行糸魚川支店長
2006年４月　当行堤町支店長
2008年12月　当行婦中支店長
2013年４月　当行富山南センター支店長
2016年４月　当行本店営業部長
2018年４月　当行地域部長
2019年４月　当行リテール部長
2019年６月　当行取締役リテール部長（現任）
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">・取締役候補者とした理由
地域部長、リテール部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2019年６月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの実績や経験、知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>新任
前田（まえだ）　央（なかば）
(1961年９月26日)
所有する当行の株式の数
9,349株
取締役会への出席状況
－</td><td>1985年４月　当行入行
2005年１月　当行東大通支店長
2007年４月　当行イオンＦＢ支店長
2010年４月　当行昭和町支店長
2012年４月　当行砺波支店長
2016年４月　当行富山南センター支店長
2018年４月　当行経営管理部長
2020年４月　当行高岡支店長
2020年７月　当行執行役員高岡支店長（現任）
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">・取締役候補者とした理由
経営管理部長、高岡支店長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2020年7月から執行役員を務め、こうしたこれまでの実績や経験、知見及び業績を踏まえ、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>新任
本多（ほんだ）　力（つとむ）
(1963年３月27日)
所有する当行の株式の数
10,592株
取締役会への出席状況
－</td><td>1985年４月　当行入行
2003年９月　当行審査部業務推進役
2004年10月　当行砺波支店長
2009年４月　当行営業企画部営業推進役
2012年６月　当行高岡支店副支店長
2016年４月　当行ニューセンター支店長
2018年４月　当行市場金融部長
2020年７月　当行執行役員市場金融部長（現任）
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">・取締役候補者とした理由
ニューセンター支店長、市場金融部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2020年7月から執行役員を務め、こうしたこれまでの実績や経験、知見及び業績を踏まえ、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10</td><td>新任
島倉（しまくら）　勇人（はやと）
(1963年12月２日)
所有する当行の株式の数
5,543株
取締役会への出席状況
－</td><td>1986年４月　当行入行
2004年３月　当行滑川支店長
2007年４月　当行営業企画部営業推進役
2009年４月　当行大沢野支店長
2011年４月　当行高岡中央支店長
2013年６月　当行金融商品サービス部長
2017年11月　当行ビジネスプラザ支店長
2019年５月　当行人事企画部副部長
2020年３月　当行人事企画部長（現任）
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">・取締役候補者とした理由
ビジネスプラザ支店長、人事企画部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうしたこれまでの実績や経験、知見及び業績を踏まえ、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">11</td><td>再任　社外　独立
川　原　義　仁
(1945年12月 3 日)
所有する当行の株式の数
0株
取締役会への出席状況
12／14回（85.7%）</td><td>1969年 7 月　日本銀行入行
1998年 6 月　日本銀行業務局長
1999年 5 月　日本銀行検査役検査室長
1999年 9 月　日本銀行退職
1999年10月　日本政策投資銀行地域政策研究センター所長
2002年 6 月　信金中央金庫常務理事
2007年 6 月　信金中央金庫専務理事
2010年 6 月　信金中央金庫参与
2011年 6 月　日本通運株式会社顧問
2013年 5 月　カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社顧問
2015年 6 月　当行取締役（現任）
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">・社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
日本銀行において要職を務められたほか、信金中央金庫理事、日本通運株式会社顧問、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社顧問を歴任されるなど、金融業界を中心とした幅広い経験と高い識見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に当行のリスク管理体制の強化や金融環境・マーケット環境の分析に関して、適切な役割を果たしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">12</td><td>再任　社外　独立
金　岡　克　己
(1956年 2 月24日)
所有する当行の株式の数
50,000株
取締役会への出席状況
13／14回（92.9%）</td><td>1978年 4 月　株式会社東芝入社
1985年 5 月　株式会社インテック入社
2000年 6 月　株式会社インテック取締役
2003年 6 月　株式会社インテック常務取締役
2005年 4 月　株式会社インテック取締役執行役員専務
2007年 4 月　株式会社インテック代表取締役執行役員社長
2007年 6 月　株式会社インテックホールディングス取締役
2008年 4 月　ＩＴホールディングス株式会社取締役
2008年 6 月　当行監査役
2009年 6 月　株式会社インテック代表取締役社長
2012年 6 月　ＩＴホールディングス株式会社代表取締役会長
株式会社インテック取締役相談役
2015年 5 月　株式会社インテック取締役会長
2015年 6 月　当行取締役（現任）
2016年 6 月　ＴＩＳ株式会社取締役
2018年 4 月　株式会社インテック取締役相談役
2019年 6 月　株式会社インテック相談役
2020年 4 月　株式会社インテック特別参与（現任）
2020年 9 月　テイカ製薬株式会社代表取締役
2021年 4 月　テイカ製薬株式会社代表取締役社長（現任）
現在に至る
【重要な兼職の状況】
テイカ製薬株式会社　代表取締役社長</td></tr>
<tr><td colspan="2">・社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
株式会社インテックおよびＩＴホールディングス株式会社の代表取締役としてこれまで培ってこられた経営者としての豊富な経験と高い識見およびＩＴ分野に関する専門的知見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に株主視点を踏まえたコーポレートガバナンスの強化や当行のシステム分野に関して、適切な役割を果たしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="5">13</td><td>再任　社外　独立
谷垣岳人（たにがきたけと）
(1964年１月28日)</td><td rowspan="3">1992年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会）、石井法律事務所入所（現任）
2000年６月　金融監督庁（現、金融庁）検査局（専門検査官）
2016年６月　太陽生命保険株式会社監査役（現任）
2019年６月　当行取締役（現任）
現在に至る

【重要な兼職の状況】
弁護士　石井法律事務所
太陽生命保険株式会社　社外監査役</td></tr>
<tr><td>所有する当行の株式の数</td></tr>
<tr><td>0株</td></tr>
<tr><td>取締役会への出席状況</td><td>14／14回（100%）</td></tr>
<tr><td colspan="2">・社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
弁護士としてこれまで培われた専門的な法務知識、豊富な経験と高い識見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に当行のコンプライアンス体制の強化や法改正への対応等に関して、適切な役割を果たしていただくことを期待し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
</table>

(注) 1．川原義仁、金岡克己および谷垣岳人の３氏は、社外取締役候補者であります。

2．金岡克己氏が代表取締役社長でありますテイカ製薬株式会社と当行の間には、貸出金等の取引があります。その他の各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

3．金岡克己氏は、当行代表取締役金岡純二氏の三親等以内の親族であります。

4．川原義仁および金岡克己の両氏の当行社外取締役としての在任期間は、それぞれ本定時株主総会の終結の時をもって６年であります。谷垣岳人氏の当行社外取締役としての在任期間は、２年であります。なお、金岡克己氏の当行社外監査役としての在任期間は、2008年６月から2015年６月までをもって７年であります。

5．当行は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材を継続的に招聘できるよう定款において、社外取締役との間で責任限定契約を締結できる旨を定めております。川原義仁、金岡克己および谷垣岳人の３氏が社外取締役として選任された場合、会社法第423条第１項の賠償責任について、社外取締役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定義される額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を引き続き締結する予定であります。

6．川原義仁、金岡克己および谷垣岳人の３氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当行が定める社外役員の独立性基準（https://www.first-bank.co.jp/ir/governance.html）をいずれも満たしております。川原義仁、金岡克己および谷垣岳人の３氏が社外取締役として選任された場合、引き続き３氏を独立役員として届け出る予定であります。

7．取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当行定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を２回行っております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役４名のうち、島田秀二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況
新任 水上（みずかみ）　豊治（とよはる） （1956年７月５日） 所有する当行の株式の数 19,218株 取締役会への出席状況 13／14回（92.9%） 監査役会への出席状況 －	1979年４月　当行入行 2003年１月　当行富山南センター支店長 2009年６月　当行人事企画部長 2012年７月　当行執行役員人事企画部長 2015年１月　当行執行役員営業企画部長 兼 個人営業推進室長 兼 地域貢献室長 2015年６月　当行取締役営業企画部長 兼 個人営業推進室長 兼 地域貢献室長 2017年４月　当行取締役高岡支店長 2020年４月　当行取締役コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部長（現任） 現在に至る
・監査役候補者とした理由 営業企画部長、高岡支店長、コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2015年６月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたそれまでの経験や知見を監査役として活かすことにより、当行の経営全般の監視に有効かつ当行の経営に貢献することができる人物と判断し、監査役として選任をお願いするものであります。	

（注）１．監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

２．取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当行定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を２回行っております。

以　上

（提供書面）

第110期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

⑴　企業集団の事業の経過及び成果等

（企業集団の主要な事業内容）

当行グループは、当行、子会社及び子法人等４社で構成され、銀行業務を中心にリース業務等の金融サービスに係る事業を行っています。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店65店において、預金業務、貸出業務、為替業務、商品有価証券売買業務等を行い、グループの中心と位置づけております。

また、富山ファースト・ビジネス㈱において、銀行事務代行業務等を行っています。

〔リース業〕

富山ファースト・リース㈱において、各種のリース業務を行っています。

〔その他業務〕

富山ファースト・ディーシー㈱において、クレジットカード業務等を行っております。また、㈱富山ファイナンスにおいて、金銭の貸付等の業務を行っています。

（金融経済環境）

2020年度を振り返ると、新型コロナウイルス感染症がパンデミックとなって世界中に伝播したことから世界経済は深刻な後退を余儀なくされました。感染が広がった多くの国・地域において感染防止のために経済活動が大きく抑制されたことにより、経済指標は各国・地域で深刻な落ち込みを示しました。これに対し内外の金融政策当局が資金供給の拡大、政策金利引き下げなどの緊急措置を講じたことなどから、景気の底は打ったものの回復の足取りは国や地域、業種によって様々です。

日本経済においても、４月に発令された緊急事態宣言により需要が大幅に抑制され、2020年４月－６月期の成長率は大幅なマイナスとなり、リーマン・ショック直後の2009年１月－３月期のマイナス幅を大きく上回るものでした。その後経済活動の再開により2020年７月－９月期、10月－12月期とも前期比プラスの成長率と堅調な回復ペースとなりました。しかし2021年に入ると第３波の感染拡大により、大都市圏で２度目の緊急事態宣言が発令され、この影響により個人消費は再び落ち込むなど感染収束が見通せず、経済情勢はなお不透明感を払拭し切れない状況にあります。

当行の主たる営業基盤である北陸地域も、製造業のグローバル化が進むとともに観光・旅行業やスーパー・コンビニなどの小売業といった個人消費の動向に左右される業種の地域経済に占める割合が拡大しており、新型コロナウイルス感染症の影響による下振れリスクを注視していく必要があります。

（事業の経過及び成果）

2020年度の業績の概要は以下のとおりです。

譲渡性預金を含めた預金等につきましては、要払性預金の増加を主要因として当期中に23億円増加し当期末残高は１兆2,373億円となりました。

貸出金につきましては、事業者向けの増加を主要因として当期中に378億円増加し当期末残高は、8,480億円となりました。

有価証券につきましては、適切なリスク管理の下、株式や受益証券の増加を主要因として当期中に53億円増加し当期末残高は、4,823億円となりました。

当連結会計年度の損益状況につきましては、経常収益は、資金運用収益の減少や国債等債券売却益の減少等により、294億75百万円（前連結会計年度比8.5％減）となりました。経常費用は、株式等売却損の減少等により、259億29百万円（同8.4％減）となりました。この結果、経常利益は35億46百万円（同9.8％減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失の減少により、22億91百万円（同2.6％増）となりました。

（対処すべき課題）

当行を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化による営業基盤の縮小に加え、日本銀行による大規模な金融緩和政策の継続による収益環境の悪化や競争環境の激化等厳しい状況が続いています。また新型コロナウイルス感染症の経済活動に与える影響が長引くなど、今後の経済動向に留意する必要があります。

このような状況の中、当行の対処すべき課題としましては、コロナ禍による打撃を受けた事業者さまに対しては、資金繰り等のご相談に迅速かつ柔軟に対応しつつ、経営再建計画の策定やコスト構造の改善への取り組みに対するご支援、個人のお客さまに対してはライフプランに応じた金融サービスの提供、などにより地域に根ざした金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たすということになります。

また公共性を備えた金融機関として必要に応じ適切なＢＣＰ体制を発動し金融業務の維持継続を図ることにより円滑な地域金融の確保に貢献いたします。

当行はコロナ禍の影響を見極めるため１年間公表を延期しておりました第15次中期経営計画を「当行の未来を切り拓くための３年計画」として2020年度も含む形でスタートさせています。中長期的に目指すべき将来像を共有しながら経済や社会の実情を踏まえて毎年「アクションプラン」を立て、目指すべき将来像に向けてステップアップしてまいります。

当行は地域金融機関として「地域とともに。さらなる信認、さらなる進化を」を基本理念として地域の皆さまとともに歩みを進めてまいります。株主並びにお取引先の皆さまには、今後とも一層のご支援を賜りますよう心からお願い申しあげます。

⑵ 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	32,706	28,866	32,230	29,475
経常利益	7,853	4,740	3,931	3,546
親会社株主に帰属する当期純利益	5,355	3,573	2,232	2,291
包括利益	4,404	3,375	△5,694	21,349
純資産額	101,264	103,714	96,958	117,494
総資産	1,356,560	1,338,165	1,391,333	1,428,623

ロ．当行の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預金		1,158,204	1,164,283	1,184,550	1,227,198
	定期性預金	667,812	650,715	625,449	593,873
	その他	490,391	513,568	559,100	633,324
貸出金		841,734	835,586	822,732	861,556
	個人向け	201,539	199,485	191,072	187,054
	中小企業向け	327,821	333,068	333,431	354,448
	その他	312,373	303,032	298,229	320,053
商品有価証券		156	182	152	142
有価証券		447,867	424,794	463,007	467,961
	国債	62,469	62,376	90,689	75,092
	その他	385,398	362,418	372,317	392,868
総資産		1,344,974	1,325,690	1,377,472	1,414,849
内国為替取扱高		4,189,287	4,166,896	4,248,830	3,999,959
外国為替取扱高		百万ドル 622	百万ドル 299	百万ドル 260	百万ドル 401
経常利益		7,430	4,436	3,531	3,214
当期純利益		5,254	3,504	2,138	2,199
1株当たり当期純利益		円 銭 78 57	円 銭 52 39	円 銭 32 12	円 銭 33 4

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

経常収益

(単位：億円)

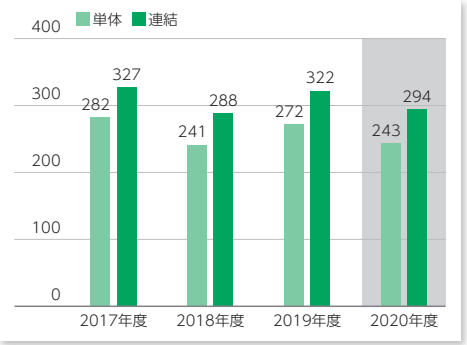

純資産額／総資産額

(単位：億円)

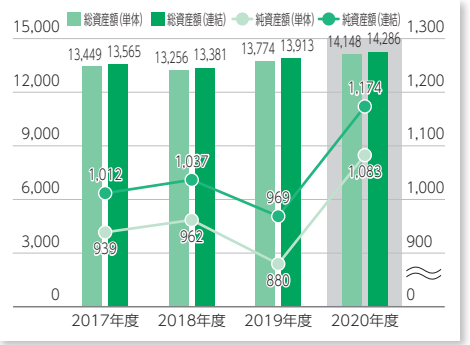

経常利益

(単位：億円)

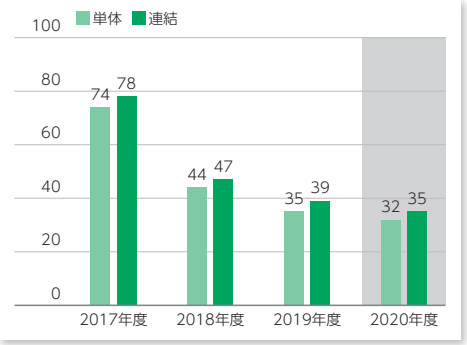

1株当たり純資産額

(単位：円)

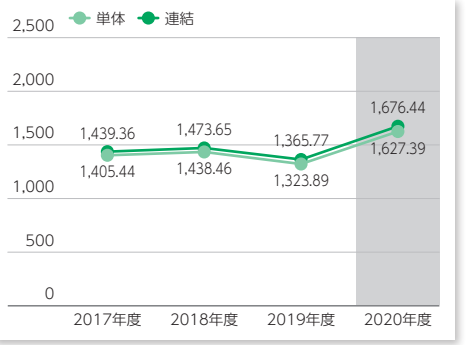

親会社株主に帰属する当期純利益及び当期純利益

(単位：億円)

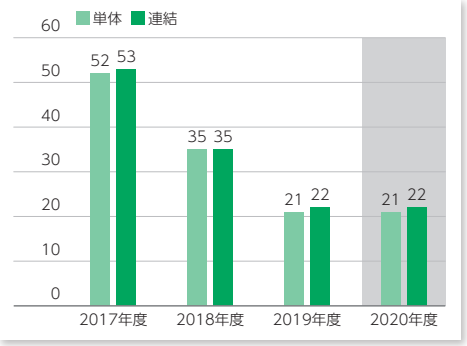

1株当たり当期純利益

(単位：円)

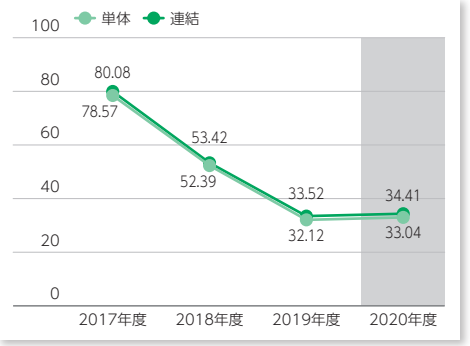

預金

(単位：億円)

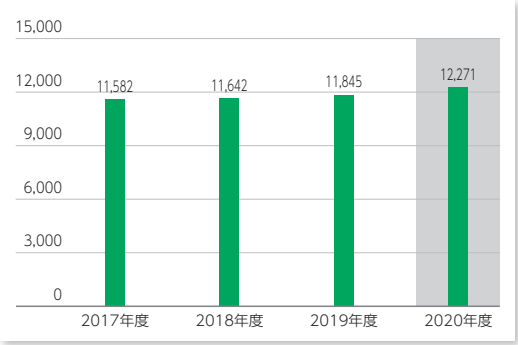

貸出金

(単位：億円)

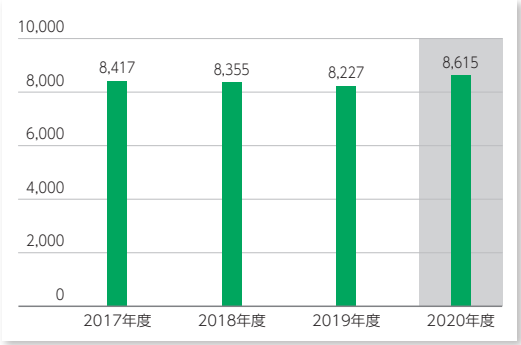

⑶　企業集団の使用人の状況

イ．企業集団の使用人数

	当年度末			前年度末		
	銀行業	リース業	その他事業	銀行業	リース業	その他事業
使用人数	679人	1人	2人	693人	2人	2人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

ロ．当行の使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	679人	693人
平均年齢	39年7月	39年6月
平均勤続年数	16年9月	16年9月
平均給与月額	385千円	382千円

(注)　1．使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2．平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3．平均給与月額は、３月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

⑷　企業集団の主要な営業所等の状況

イ．銀行業

	主要な営業所	営業所数	
		店	前年度末
富山県	本店営業部他	57	(57)
石川県	金沢支店他	3	(3)
新潟県	長岡支店他	3	(3)
岐阜県	高山支店他	2	(2)
東京都	東京支店	1	(1)
大阪府	大阪支店	1	(1)
合計		67	(67)

(注)　1．富山県の営業所数は、富山ファースト・ビジネス㈱本社を含んでおります。
　　2．上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を35か所設置しております。

ロ．リース業

富山ファースト・リース㈱本社及び富山営業部

ハ．その他事業

富山ファースト・ディーシー㈱本社、㈱富山ファイナンス本社

⑸　設備投資の状況

イ．当行の設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	426

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．当行の重要な設備の新設等

該当ありません。

ハ．当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却

該当ありません。

⑹ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当ありません。

ロ．子会社等の状況

（2020年度末現在）

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
			百万円	%	
富山ファースト・ビジネス株式会社	富山市奥田本町6番35号	銀行業務代行 労働者派遣業務等	10	100.00	－
富山ファースト・リース株式会社	高岡市京田621番地	リース業務等	40	21.87	－
富山ファースト・ディーシー株式会社	富山市掛尾町626番地	クレジットカード 信用保証業務等	20	20.00	－
株式会社富山ファイナンス	富山市新桜町2番地24	金銭の貸付業務等	10	13.75	－

（注） 1．当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2．上記４社は連結対象子会社及び子法人等であります。

ハ．重要な業務提携の概況

1．第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2．第二地銀協地銀38行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3．第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4．株式会社北國銀行及び株式会社福井銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
5．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
6．株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
7．株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
8．株式会社ローソンバンクとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
9．株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

⑺ 事業譲渡等の状況

該当ありません。

⑻ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（2020年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重　要　な　兼　職	その他
金　岡　純　二	取締役会長（代表取締役）		
横　田　　格	取締役頭取（代表取締役）		
野　村　　充	取締役副頭取兼総合企画部ビジネスイノベーション室長		
釣　　安　孝	取締役	富山ファースト・ビジネス株式会社　代表取締役社長	
八　幡　正　之	取締役	富山ファースト・ディーシー株式会社　代表取締役社長	
水　上　豊　治	取締役　コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部長		
田　中　　豊	取締役　総合企画部長		
桑　原　幹　也	取締役　法人事業部長		
松　田　圭　司	取締役　コーポレート部長兼東京支店長兼東京事務所長		
長　谷　　聡	取締役　総合企画部デジタルイノベーション室長兼ダイレクトバンキング部長兼支店部長		
四　谷　英　久	取締役　リテール部長		
川　原　義　仁	取締役（社外取締役）		
金　岡　克　己	取締役（社外取締役）	テイカ製薬株式会社　代表取締役	
谷　垣　岳　人	取締役（社外取締役）	弁護士　石井法律事務所、太陽生命保険株式会社　社外監査役	
戸　田　雅　也	常勤監査役		
島　田　秀　二	常勤監査役		
河　合　　隆	監査役（社外監査役）		
瀧　脇　俊　彦	監査役（社外監査役）	北日本放送株式会社　代表取締役社長	

（注）1．当行は、社外役員の全員を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2．2021年４月１日付での役員の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏　名	新	旧
野　村　　充	取締役頭取（代表取締役）	取締役副頭取兼総合企画部 ビジネスイノベーション室長
横　田　　格	取締役顧問	取締役頭取（代表取締役）

（参考） 当行は、2004年７月１日より執行役員制度を導入しております。執行役員の役職地位、氏名及び担当は次のとおりであります。

（2020年度末現在）

氏　名	地　位	担当又は主な職業
林　英　樹	執行役員	事務統括システム部長
柿　下　正	執行役員	監査部長
前　田　央	執行役員	高岡支店長
本　多　力	執行役員	市場金融部長

⑵ 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において定めております。

取締役の基本報酬は、固定金銭報酬である月額報酬と役員賞与で構成されており、当該報酬は、「従業員給与とのバランス」、「役員報酬の世間基準」、「当行の経営内容」を参考に役員の序列・職務内容ごとに本決定方針にて定めた算定基準に基づき決定します。

非金銭報酬等である株式報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、付与対象者は常勤取締役とします。

対象取締役は、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当行の普通株式について自己株式の処分を受けるものとします。譲渡制限期間は退職時解除型であり、退任により譲渡制限が解除となります。（途中退任・退職時の取扱いについては、在任期間を当行の取締役会が定める期間で按分し譲渡制限を解除します。）

常勤取締役の報酬等は、固定金銭報酬及び株式報酬により構成され、これらの支給割合は、役位・職責、業績等を総合的に勘案して決定しております。

非常勤・社外取締役の報酬等は固定金銭報酬のみとし、その役員の当行への貢献度及び社会的地位並びに就任の事情や責任限定契約の有無、業界における相場感なども含め総合的に勘案し決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定事項の内容及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役の報酬は、経営に対する独立性・客観性が重視される職務に鑑み、固定金銭報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報　酬　等	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役	14	146　(16)	137	9
監査役	5	36　(6)	36	－
合計	19	183　(23)	174	9

（注）　1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．支給人数には、2020年６月26日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役１名が含まれております。
3．取締役の「報酬等」には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等101百万円は含まれておりません。
4．報酬等には、役員賞与引当金繰入額23百万円を含んでおり、括弧内に内書きしております。
5．非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額であります。
当該株式報酬の内容等は、「①　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2019年６月27日開催の第108回定時株主総会において「年額200百万円以内（うち社外取締役年額15百万円以内）」（ただし使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名（うち、社外取締役は３名）です。

また、これとは別に、2018年６月28日開催の第107回定時株主総会において年額30百万円を限度として自己株式を交付する譲渡制限付株式報酬制度（非常勤・社外取締役を除く）の導入について決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は２名）です。

監査役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第104回定時株主総会において「年額50百万円以内（うち、社外監査役年額10百万円以内）」と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名（うち、社外監査役は２名）です。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

基本報酬については、年度毎に担当取締役が本決定方針に基づき個人別の固定金銭報酬（月額報酬及び役員賞与）の具体的な「原案」を作成します。社外役員会等にて社外取締役に対し説明を行い、意見を聴取したうえで、取締役会の決議に基づき、当事業年度においては個人別の固定金銭報酬の最終決定を代表取締役会長金岡純二氏、代表取締役頭取横田格氏の両名に委任しました。

代表取締役に権限を委任する理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が最も適しているものと判断したためであります。

非金銭報酬等である株式報酬については、譲渡制限付株式の払込金額に相当する報酬支給及び同報酬としての自己株式の処分に必要な事項を取締役会にて決議し、当事業年度はその範囲内において最終的な付与金額の決定を代表取締役会長金岡純二氏、代表取締役頭取横田格氏の両名に委任しました。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
取締役　川　原　義　仁	会社法第423条第１項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第１項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。
取締役　金　岡　克　己	同　上
取締役　谷　垣　岳　人	同　上
監査役　河　合　　隆	同　上
監査役　瀧　脇　俊　彦	同　上

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

該当ありません。

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況	同社との取引
取締役　川　原　義　仁	―	―
取締役　金　岡　克　己	テイカ製薬㈱　代表取締役	銀行取引
取締役　谷　垣　岳　人	弁護士　石井法律事務所、太陽生命保険㈱　社外監査役	―
監査役　河　合　　隆	―	―
監査役　瀧　脇　俊　彦	北日本放送㈱　代表取締役社長	銀行取引

(注)　金岡克己氏は、当行代表取締役会長金岡純二氏の三親等親族であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
取締役　川　原　義　仁	5年9カ月	当期に開催された取締役会14回のうち12回に出席しております。	日本銀行において要職を務められたほか、金融業界での幅広い経験と高い識見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に当行のリスク管理体制の強化や金融環境・マーケット環境の分析に関して適宜発言を行い、適切な役割を果たしております。
取締役　金　岡　克　己	5年9カ月	当期に開催された取締役会14回のうち13回に出席しております。	上場企業経営者として培われた豊富な経験と高い識見及びＩＴ分野に関する専門的知見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に株主視点を踏まえたコーポレートガバナンスの強化や当行のシステム分野に関して適宜発言を行い、適切な役割を果たしております。
取締役　谷　垣　岳　人	1年9カ月	当期に開催された取締役会14回のうち14回に出席しております。	弁護士としてこれまで培われた専門的な法務知識、高い識見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に当行のコンプライアンス体制の強化や法改正への対応等に関して適宜発言を行い、適切な役割を果たしております。
監査役　河　合　　隆	5年9カ月	当期に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会14回のうち13回に出席しております。	取締役会においては富山県を代表する報道機関での経営経験から、会の適正性を確保するための発言を行なっております。監査役会においても適宜必要な発言を行っております。
監査役　瀧　脇　俊　彦	9カ月	2020年6月26日の監査役就任以降に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会11回のうち11回に出席しております。	取締役会においては富山県を代表する報道機関での経営経験から、会の適正性を確保するための発言を行なっております。監査役会においても適宜必要な発言を行っております。

（注） 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当行定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を２回行っております。

⑶ 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

支給人数	銀行からの報酬等	銀行からの報酬等の種類別の総額		銀行の親会社等からの報酬等
		基本報酬	非金銭報酬等	
6人	24	24	－	－

（注） １．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．支給人数には、2020年６月26日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおります。

⑷ 社外役員の意見

特段ありません。

4．当行の株式に関する事項

⑴ 株　式　数　　発行可能株式総数　　180,000千株
　　発行済株式の総数　　67,309千株
（注） 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

⑵ 当年度末株主数　　8,151名

⑶ 大　株　主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,037千株	4.56%
株式会社北陸銀行	1,941	2.91
株式会社福井銀行	1,788	2.68
日本生命保険相互会社	1,671	2.51
東京海上日動火災保険株式会社	1,541	2.31
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,448	2.17
三井住友海上火災保険株式会社	1,409	2.11
富山第一銀行職員持株会	1,360	2.04
株式会社みずほ銀行	1,292	1.94
株式会社北國銀行	1,046	1.57

（注） 1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、発行済株式の総数から2021年３月31日現在所有している自己株式（723千株）を減じた株式数を基準に算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

⑷ 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類及び種類ごとの数）
取締役（社外取締役を除く）	9人	普通株式 34,218株

5．当行の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

6．会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　細　野　和　也 指定有限責任社員　安　田　康　宏	43	（注）2、（注）3

（注）1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．監査役会は、取締役、関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の前期の監査計画、職務執行状況、当該期の報酬見積りの算出根拠などが適切であるかなどについて検証を行い審議した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意しております。
3．当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である、時価の算定に関する会計基準の対応等に関する助言業務を委託し、対価を支払っております。
4．上記監査人に当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は46百万円であります。
5．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めております。

⑵　責任限定契約

該当ありません。

⑶　補償契約

イ　在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ありません。

ロ　補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

⑷　会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等、会計監査人が継続してその職責を遂行する上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行います。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

8．業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

Ⅰ．当行は、会社法に規定されている業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について取締役会で次の通り決議しております。

⑴　当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当行ならびに子会社および子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（会社法第362条４項６号）

①　取締役は、企業活動における法令・定款等の遵守を明示した「銀行員の行動規範」を定め、これを率先して実践するとともに、職員がこれを遵守するよう適切に指導・監督を行う。

②　取締役会は、「取締役会規程」を定め、原則として月１回以上開催し、法令・定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督する。

③　取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

④　取締役会は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」等を制定し、財務報告の適正性を確保する体制を整備する。

⑤　取締役会は、社会的責任と公共的使命を果たすため、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する」ことを基本方針とした「反社会的勢力等対応規程」等の策定とその周知徹底を図り、反社会的勢力排除の体制を整備する。

⑥　取締役会は、「子会社および子会社等管理規程」の周知徹底により当行と子会社および子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保する体制を整備する。

⑵　業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条）

①　当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条１項１号）

イ．行内の文書の作成、保存および管理について定めた「セキュリティポリシー」および「文書規程」を、取締役会において制定し、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

ロ．取締役および監査役は、「文書規程」により、常時、上記文書等を閲覧できるものとする。

②　当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条１項２号）

イ．信用リスク、事務リスク、システムリスク、市場関連リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のリスクの種類ごとに、リスク管理の目的、管理方針、管理のための組織および規程等を取締役会において決定する。

ロ．内部監査部門として監査部を設置し、取締役会において「内部監査規程」を制定する。リスクの種類および程度に応じた監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本方針を取締役会で決定し、これを踏まえて内部監査部門において実施し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

ハ．災害発生時等の対応について「コンティンジェンシープラン」を策定するほか、不測の事態が発生した場合には、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め、対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める危機管理体制を整える。

③　当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条１項３号）

イ．当行の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に会長、頭取、副頭取、その他の指名委員（取締役または執行役員等）によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

ロ．迅速な意思決定と業務執行が可能となるように、取締役の員数を15名以内とするとともに、執行役員制度を導入し、業務の決定および執行の権限を大幅に執行役員に委譲する。

ハ．取締役および使用人の職務の執行が効率的になされるよう、「職務分掌・権限規程」を取締役会において制定する。

④　当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条１項４号）

イ．取締役会において、「コンプライアンスの基本方針および遵守基準」、「コンプライアンス規程」を策定してその周知徹底を図る。

ロ．コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部が取締役および使用人の法令・定款違反行為を認知した場合は、直ちに取締役会および監査役会に報告する。

ハ．取締役および使用人が、行内に設置した通報窓口に対して、法令違反等の情報を通報することができる「企業倫理ダイレクトライン」を設置する。

ニ．本部に常設のコンプライアンス統括部署としてコンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部を設置するとともに、各部店にコンプライアンスオフィサーを設置して、コンプライアンスに関する情報の一元的管理とコンプライアンスの徹底を図る。

ホ．コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、コンプライアンスに関する事項について、審議・決定し、事業年度ごとに、取締役および使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施する。

ヘ．コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、コンプライアンスに関する活動について、定期的に取締役会および監査役会に報告する。

ト．事業年度ごとに、取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その実施状況を業績評価や人事考課に反映する。

チ．事故防止のため、使用人の人事ローテーションや連続休暇制度を実施する。

⑤　次に掲げる体制その他の当行ならびに子会社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条１項５号）

イ．当行の子会社および子会社等の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

・当行は、「子会社および子会社等管理規程」において、子会社および子会社等の経営方針、財務状況、内部管理に関する事項、その他重要な事象の当行への報告を明記しその体制を整備する。

ロ. 当行の子会社および子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・子会社および子会社等のリスク管理体制および危機管理体制ならびに情報管理体制については、当行の担当部署の指導・監督により、当行と子会社および子会社等全体として、適正な体制が確保されるようにする。

・当行の内部監査部門は、子会社および子会社等の業務執行およびリスク管理の状況等について監査を実施する。

ハ. 当行の子会社および子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・子会社および子会社等においても、業務の決定および執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。

・「子会社および子会社等管理規程」に基づく「子会社および子会社等社長会」を定例的に開催し、子会社および子会社等の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、当行と子会社および子会社等全体の経営の基本戦略・経営計画等に係る協議を行う。

二. 当行の子会社および子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当行が制定した「行動規範」、「コンプライアンス規程等」および「企業倫理ダイレクトライン」を子会社および子会社等の役職員に適用し、当行のコンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、その啓蒙・指導・監督、周知徹底により当行と子会社および子会社等全体として適正な体制が確保されるようにする。

・当行の子会社および子会社等においてもコンプライアンスオフィサーの設置およびコンプライアンス・プログラムの策定、定期的なコンプライアンス研修の実施ならびにこれらの報告等により、当行コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、当行と子会社および子会社等全体のコンプライアンスに関する情報の一元管理をはかる。

⑶ 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項ならびにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条３項１号、２号、３号）

① 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置する。監査役室の人員については、監査役会と協議のうえ、必要な人員を配置する。

② 監査役室に所属する使用人の任命および異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

③ 監査役室に所属する使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮・命令を受けないこととする。

⑷ 当行の取締役および使用人が当行の監査役に報告をするための体制ならびに当行の子会社および子会社等の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則第100条３項４号イ、ロ）、これらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条３項５号）

① 当行と子会社および子会社等の取締役および使用人が当行の監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件に該当するおそれのある行為について当行の監査役に都度報告するものとする。前記にかかわらず、当行の監査役はいつでも必要に応じて、当行と子会社および子会社等の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

② 当行が制定した「企業倫理ダイレクトライン」を当行と子会社および子会社等の全役職員に適用し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について当行の監査役への適切な報告体制を確保する。

③ 「企業倫理ダイレクトライン」の担当部署は、当行と子会社および子会社等の役職員からの内部通報の状況について、定期的に当行の監査役に対して報告する。

④ 当行は、これら報告を行ったものおよびその協力者に対し、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当行と子会社および子会社等の役職員に周知徹底する。

⑸ 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条３項６号）

① 当行は、監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑹ その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条３項７号）

① 株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、監査役会とあらかじめ協議をする。

② 監査役は、取締役会はもとより、経営会議、その他の重要な会議に出席できる。

③ 代表取締役は、監査役会と定期的に、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。

④ 監査役からの求めがあるときは、内部監査部門が監査役へ協力する。

Ⅱ．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当行は、上記業務の適正を確保するための体制の各項目に記載した全ての行内規程及び必要な機関、会議体等の組織、体制等の整備を行い、適正な業務遂行等を保証する体制を構築しております。取締役会において継続的に経営上の新たなリスクへの対応策について検討し、必要に応じて既存規程及び業務の見直しを行い、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

さらに、当行並びに子会社及び子会社等から成る企業集団全体に対して、コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部と監査部が中心となり、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する周知徹底、啓蒙等を継続的に行っております。

当企業集団全体の内部統制システムの整備・運用状況については、その遵守状況、重要な不備の有無等について監査部が定期的に内部監査を実施し、その結果を定期的に取締役会に報告しております。

監査役につきましては、監査が実効的に行われる体制を上記のとおり整備しております。監査役は、業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるなど、監査部等内部監査部門の協力を得て、職務を適切に遂行しており、監査結果は定期的に取締役会に報告されております。

9．特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10．親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11．会計参与に関する事項

該当ありません。

12．その他

該当ありません。

第110期末（2021年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**74,932**	**預金**	**1,227,198**
現金	9,968	当座預金	69,703
預け金	64,964	普通預金	520,534
商品有価証券	**142**	貯蓄預金	24,209
商品国債	142	通知預金	6,016
金銭の信託	**700**	定期預金	588,833
有価証券	**467,961**	定期積金	5,040
国債	75,092	その他の預金	12,860
地方債	14,952	**譲渡性預金**	**11,000**
社債	43,736	**コールマネー**	**15,000**
株式	88,807	**借用金**	**42,709**
その他の証券	245,372	借入金	42,709
貸出金	**861,556**	**その他負債**	**3,122**
割引手形	4,849	未決済為替借	93
手形貸付	20,187	未払法人税等	648
証書貸付	721,877	未払費用	497
当座貸越	114,641	前受収益	310
外国為替	**991**	従業員預り金	164
外国他店預け	954	給付補填備金	0
取立外国為替	37	金融派生商品	339
その他資産	**2,077**	リース債務	569
未決済為替貸	64	資産除去債務	66
前払費用	28	その他の負債	430
未収収益	1,371	**役員賞与引当金**	**23**
金融派生商品	74	**退職給付引当金**	**206**
その他の資産	539	**睡眠預金払戻損失引当金**	**82**
有形固定資産	**9,824**	**偶発損失引当金**	**206**
建物	3,584	**繰延税金負債**	**3,861**
土地	5,122	**再評価に係る繰延税金負債**	**755**
リース資産	508	**支払承諾**	**2,321**
その他の有形固定資産	608	**負債の部合計**	**1,306,486**
無形固定資産	**983**	（純資産の部）	
ソフトウエア	935	**資本金**	**10,182**
その他の無形固定資産	47	**資本剰余金**	**6,074**
前払年金費用	**152**	資本準備金	6,074
支払承諾見返	**2,321**	**利益剰余金**	**74,827**
貸倒引当金	**△6,794**	利益準備金	3,504
		その他利益剰余金	71,323
		別途積立金	38,860
		繰越利益剰余金	32,463
		自己株式	**△ 380**
		株主資本合計	**90,704**
		その他有価証券評価差額金	**16,220**
		土地再評価差額金	**1,437**
		評価・換算差額等合計	**17,658**
		純資産の部合計	**108,362**
資産の部合計	**1,414,849**	**負債及び純資産の部合計**	**1,414,849**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第110期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**24,372**
資金運用収益	**16,170**	
貸出金利息	8,631	
有価証券利息配当金	7,488	
預け金利息	49	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**1,868**	
受入為替手数料	550	
その他の役務収益	1,318	
その他業務収益	**453**	
国債等債券売却益	292	
国債等債券償還益	37	
その他の業務収益	123	
その他経常収益	**5,879**	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	5,836	
金銭の信託運用益	6	
その他の経常収益	36	
経常費用		**21,158**
資金調達費用	**281**	
預金利息	263	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息	△ 5	
その他の支払利息	21	
役務取引等費用	**1,097**	
支払為替手数料	101	
その他の役務費用	995	
その他業務費用	**1,177**	
外国為替売買損	16	
商品有価証券売買損	1	
国債等債券売却損	131	
国債等債券償還損	965	
その他の業務費用	63	
営業経費	**12,361**	
その他経常費用	**6,241**	
貸倒引当金繰入額	2,944	
貸出金償却	0	
株式等売却損	2,996	
株式等償却	0	
その他の経常費用	299	
経常利益		**3,214**
特別損失		**76**
固定資産処分損	2	
減損損失	73	
税引前当期純利益		**3,138**
法人税、住民税及び事業税	**1,367**	
法人税等調整額	**△429**	
法人税等合計		**938**
当期純利益		**2,199**

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第110期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,182	6,074	6,074	3,344	38,860	31,205	73,410	△405	89,260
当期変動額									
利益準備金の積立				159		△159	－		－
剰余金の配当						△798	△798		△798
当期純利益						2,199	2,199		2,199
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分						△12	△12	25	12
土地再評価差額金の取崩						29	29		29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	159	－	1,257	1,417	25	1,443
当期末残高	10,182	6,074	6,074	3,504	38,860	32,463	74,827	△380	90,704

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,637	1,467	△1,169	88,090
当期変動額				
利益準備金の積立				－
剰余金の配当				△798
当期純利益				2,199
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				12
土地再評価差額金の取崩				29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,857	△29	18,828	18,828
当期変動額合計	18,857	△29	18,828	20,271
当期末残高	16,220	1,437	17,658	108,362

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第110期末（2021年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	75,003	預金	1,226,336
商品有価証券	142	譲渡性預金	11,000
金銭の信託	700	コールマネー及び売渡手形	15,000
有価証券	482,397	借用金	46,653
貸出金	848,033	その他負債	3,718
外国為替	991	役員賞与引当金	23
リース債権及びリース投資資産	9,494	退職給付に係る負債	144
その他資産	5,483	睡眠預金払戻損失引当金	82
有形固定資産	9,989	偶発損失引当金	206
建物	3,664	繰延税金負債	4,888
土地	5,189	再評価に係る繰延税金負債	755
その他の有形固定資産	1,134	支払承諾	2,321
無形固定資産	1,011	負債の部合計	1,311,129
ソフトウエア	961	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	49	資本金	10,182
退職給付に係る資産	132	資本剰余金	6,266
繰延税金資産	64	利益剰余金	77,055
支払承諾見返	2,321	自己株式	△380
貸倒引当金	△7,141	株主資本合計	93,124
		その他有価証券評価差額金	17,032
		土地再評価差額金	1,437
		退職給付に係る調整累計額	33
		その他の包括利益累計額合計	18,503
		非支配株主持分	5,865
		純資産の部合計	117,494
資産の部合計	1,428,623	負債及び純資産の部合計	1,428,623

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第110期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**29,475**
資金運用収益	**16,450**	
貸出金利息	8,521	
有価証券利息配当金	7,878	
預け金利息	50	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**1,859**	
その他業務収益	**5,197**	
その他経常収益	**5,968**	
償却債権取立益	2	
その他の経常収益	5,965	
経常費用		**25,929**
資金調達費用	**282**	
預金利息	263	
譲渡性預金利息	2	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△5	
借用金利息	22	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**1,067**	
その他業務費用	**5,568**	
営業経費	**12,678**	
その他経常費用	**6,332**	
貸倒引当金繰入額	2,978	
その他の経常費用	3,353	
経常利益		**3,546**
特別損失		**76**
固定資産処分損	2	
減損損失	73	
税金等調整前当期純利益		**3,470**
法人税、住民税及び事業税	**1,453**	
法人税等調整額	**△418**	
法人税等合計		**1,034**
当期純利益		**2,435**
非支配株主に帰属する当期純利益		**144**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,291**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第110期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,182	6,076	75,546	△405	91,400
当期変動額					
剰余金の配当			△798		△798
親会社株主に帰属する当期純利益			2,291		2,291
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△12	25	12
土地再評価差額金の取崩			29		29
連結子会社株式の取得による持分の増減		189			189
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	189	1,508	25	1,724
当期末残高	10,182	6,266	77,055	△380	93,124

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△1,766	1,467	△224	△522	6,080	96,958
当期変動額						
剰余金の配当						△798
親会社株主に帰属する当期純利益						2,291
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						12
土地再評価差額金の取崩						29
連結子会社株式の取得による持分の増減						189
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,799	△29	257	19,026	△215	18,811
当期変動額合計	18,799	△29	257	19,026	△215	20,535
当期末残高	17,032	1,437	33	18,503	5,865	117,494

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 富山第一銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 細野和也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 安田康宏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社富山第一銀行の2020年４月１日から2021年３月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 富山第一銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 細野和也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 安田康宏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社富山第一銀行の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富山第一銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社及び子会社等については、子会社及び子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び子会社等から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び重要な会計方針）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社 富山第一銀行 監査役会

常勤監査役　戸　田　雅　也 ㊞

常勤監査役　島　田　秀　二 ㊞

監　査　役　河　合　　隆 ㊞

監　査　役　瀧　脇　俊　彦 ㊞

（注）　監査役河合隆及び監査役瀧脇俊彦は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場　富山市西町5番1号　TOYAMAキラリ　当行本店 9階ホール
電話（076）424－1211（代表）



◆交通のご案内

富山駅から徒歩約20分

市内電車ご利用の場合
○南富山駅前方面「西町」下車、徒歩約１分
○富山駅・岩瀬浜・富山大学前方面「西町」下車、徒歩約1分
○環状線・岩瀬浜方面「グランドプラザ前」下車、徒歩約1分

○会場の駐車スペースが限られていますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申しあげます（会場の駐車場は本店窓口へご来店のお客さま専用とさせていただいております）。
○お車でご来場される場合
・会場横（西側）、または裏（南側）の有料立体駐車場、または付近のその他有料駐車場をご利用ください。
・なお、ビジネスプラザ支店横の無料駐車場をご利用いただくことも可能です（株主総会会場まで約400メートル、徒歩約５分）。
・当日は会場周辺道路の混雑が予想されます。時間に余裕をもってご来場ください。

https://www.first-bank.co.jp/　富山第一銀行　検索

VEGETABLE OIL INK